

あんしんできる・しんらいできる・たよれる介護サービスをめざして

福介協だより

あしたの介護

2022.9
vol.41

令和4年度 総会・講演会

6月17日、福岡市市民福祉プラザにて、本協議会の令和4年度総会を開催いたしました。

新型コロナウイルスの流行により昨年・一昨年と書面による決議を行ってききましたが、本年は感染対策を実施し、3年ぶりに対面での開催となりました。開催に際して、参加された会員事業所の皆様におかれましては、マスクの着用・手指消毒・検温など、本協議会の感染対策にご協力いただき、誠にありがとうございました。

総会では、令和3年度の事業実績・決算の報告、令和4年度の事業報告・予算案に関して審議され、会員事業所の皆様よりご承認をいただきました。

総会に続き行われた講演会では、「人材確保のための効果的な勤務条件や取り組みなどについて」コーディアル社会保険労務士事務所 代表 高橋 美紀様にご講演をいただきました。少子高齢化が進んでいく中で介護事業の重要性・需要は高まる一方、介護事業者は現在慢性的な人材不足に陥っています。介護事業者は人材不足を解消し、より多くの期待に応えていく必要があります。ミスマッチを防いで定着する人材を獲得するための採用方法や、効果的な面接、離職をさせないポイントなど、令和の時代における新たな考え方や手法に、参加された皆様も熱心に耳を傾けて下さっておりました。

(医療法人永寿会 梶原)



介護現場でよく見る技能実習生

福岡の介護事業所でも見かけるようになった外国人技能実習生について制度の説明、受入れまでの流れをご説明します。

技能実習生とは？

外国人に日本の知識や技術、技能を伝え母国に持ち帰り活かし経済発展をサポートする国際貢献の一環です。そのため、人手不足を安く解決するための制度ではありません。

介護職種での技能実習生の受け入れ

介護職種での技能実習生は2017年に対象職種として追加になり受入が開始されるようになりました。他の職種よりも厳しい要件があり、日本語能力検定が一定水準以上であることや母国において同等業務に従事した経験や看護師介護士等の資格、あるいは看護大学を始め看護・介護系教育機関において一定期間以上の履修実績が求められます。

また、事業所の常勤職員数などにより受け入れ可能な実習生の人数が決まり、訪問介護等一部事業種別では受け入れを行うことが出来ません。

受け入れるには？

技能実習生を受け入れるには、受入れ方法を決めなければなりません。技能実習生の受け入れ方は、大きく分けて「企業単独型」と「団体監理型」の2種類があります。

企業単独型とは、日本企業が単独で現地の人材採用し受け入れて実習を実施します。団体監理型とは、事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施します。2021年末では、団体監理型で受入れが98.6%となっています。

今回は、受入れ数が多い「団体監理型」についてご説明します。

監理団体との関係

監理団体がその責任と監理の下、技能実習制度の趣旨に合致した適切な技能実習を行うという役割を担います。

実習生を送出国（相手国）の送出機関を通じ、技能実習生候補生を集い教育を行います。

実習生の決定

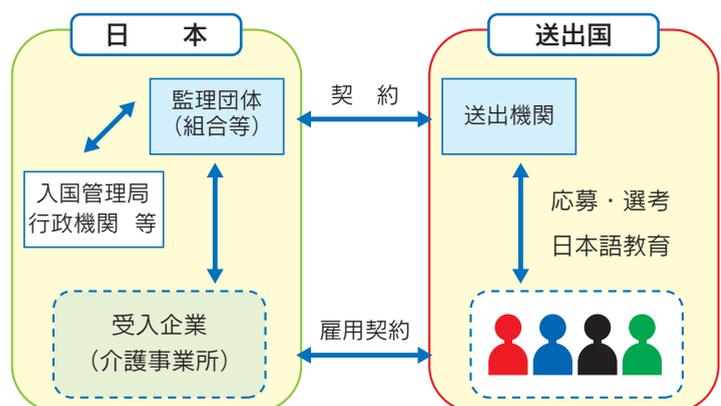
面接を行い、実際に実習を行う技能実習生を決定します。

許認可を得る

監理団体と共に技能実習計画の認定申請を外国人技能実習機構に行います。

技能実習計画が許可されれば入国に向けて教育、手続き、住居などの確保を行います。

技能実習生の受入れ希望を表明してから実際の入国までは概ね半年～1年ほど期間を要します。



技能実習生の受け入れ

日本での生活方法や仕事の基本から技能取得まで学べるように、技能実習はいくつかの期間に分かれ、期間ごとに在留資格（日本に滞在するための資格）が異なります。

講習

監理団体は、現地の送出し機関を通じ、技能実習候補生をリクルートします。実習先へ配属される前に現地で訓練や日本入国後に法定の研修を行い日本語だけでなく日本で生活を行っていくために必要なルールや規則について学びます。

実習受け入れ企業は、面接を行い受け入れに当たり様々な準備を監理団体と共に行っていきます。

技能実習 1号

技能実習生は、入国時に出入国管理局より1年間の日本滞在が許される在留資格を得て、法定講習終了後に実習先へ配属されます。

この最初の1年間で技能実習1号と言い、この1年間で技能検定試験基礎級の実技と学科試験を受けます。不合格になると在留資格を失い帰国することになります。

技能実習 2号

技能実習試験基礎級に合格した実習生は、2年間実習を技能実習2号として在留資格を得て継続することが出来ます。

その後技能検定3級に合格し、所定の手続きを得て技能実習3号の在留資格を得ます。

技能実習 3号

技能実習3号に合格した技能実習生は、技能実習3号へ進むことが出来ます。

技能実習2号修了後の一定期間内に1ヶ月以上の一時帰国をする必要があります。

受け入れ準備

技能実習生を受け入れるには、事前に様々な準備、手続きが必要となります。また、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員などの選任や実習生が生活しやすい環境を整える必要があります。

技能実習責任者

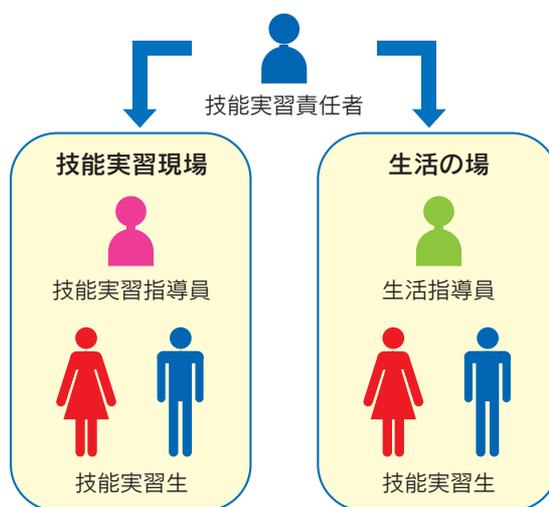
技能実習指導員や生活指導員など技能実習にかかわる責任者として技能実習を取り仕切ります。指定の講習を受講し有資格者である必要があります。

技能実習指導員

技能実習生に業務を教えて、技術や知識を学べるように指導を行います。

生活指導員

生活習慣や言葉、価値観が異なる技能実習生に、日本での習慣や生活方法などを教え技能実習生の暮らしの指導を行います。



その他の雇用について

外国人技能実習生以外にも、介護事業所で外国人雇用を行うことができる制度があります。ここではその一部をご説明します。

EPA（経済連携協定）

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国が対象。日本と相手国間の経済連携強化を目的とした制度。

介護福祉士候補者として入国し、介護施設等で3年以上就労または介護福祉士養成施設で2年以上学び、介護福祉士国家試験に合格・登録後に介護福祉士として勤務します。

家族（配偶者や子）の帯同が可能で、在留期間更新の回数制限はありません。

在留資格「介護」

専門的・技術的分野の外国人の受け入れを目的とした制度。外国人留学生として入国後に介護福祉士養成施設に2年以上または技能実習生等として入国後、介護施設などで就労を行い介護福祉士国家試験に合格・登録後に介護福祉士として勤務します。

EPA同様に家族の帯同が可能で、在留期間更新の回数制限はありません。

特定技能1号

人材不足対応のための一定の専門性・技術を有する外国人の受け入れを目的とした制度。

技能水準や日本語能力水準を試験等で確認し入国し介護施設等で就労します。滞在期間は通算で5年間になります。

外国人留学生雇用

日本で学ぶことを前提に「留学」という在留資格で滞在しますが、目的は勉強なので就労不可の場合がほとんどです。

例外的に学費や生活費を払うため「資格外活動許可」を申請し、受理されれば1週間に28時間まで仕事を行うことができます。

情報提供 日本ヒューマンケア事業協同組合 事務局長 大塚 雄一
お問い合わせ、質問などは 070-5419-9249 まで

編集 後記

コロナ渦で迎えた3年目の夏でした。感染対策に努めながら帰省や旅行をされた方、外出を控えた方、皆様がそれぞれのお立場で周囲の方の思いを大事にされ、日々の変化する新型コロナウイルスの感染状況や情報に悩みながら過ごされ方を選択されたことと思います。

介護保険サービスはご利用者ご自身でサービスを選択していただくことを基本としています。初めて利用される介護サービスをどうやって選択したらよいか不安や戸惑いを持たれる方も多くいらっしゃいます。コロナ対策と同様に絶対に正しい選択はありません。しかし、出来る限りの情報をお伝えし、ご利用者のお気持ちに寄り添いながら、選んでいただくことの大切さを改めて学ぶ機会を得たと感じています。

本協会の活動が、皆様にとりまして、よりよい選択の一助となれように令和4年度も会員ネットワーク委員会一同努めて参ります。

どうぞ宜しくお願い致します。

(社会福祉法人光薫福祉会 眞部)

発行元 福岡市介護保険事業者協議会 会員ネットワーク委員会
発行日 令和4年9月
お問い合わせ先 福岡市介護保険事業者協議会事務局【(社福)ふくおか福祉サービス協会 介護支援課内】
TEL 092-761-0883 FAX 092-761-0877 <http://www.fukukaikyuu.gr.jp>

※部数が足りない事業所にはお送りしますので、事務局までご連絡ください。